平成３０年（フ）第１号
神戸市西区伊川谷町有瀬1181番地の２　フォレスト大蔵217号、前住所神戸市西区伊川谷町潤和1501番地の13　パレポムドテールⅠ－202号
債務者　サウンドプロダクションこと　上田　幸人
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丹治　典彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第８１号
青森市大字筒井字八ツ橋70番地16
債務者　千葉　彰雄
１　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　沼田　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３１０号
堺市東区草尾217番地12、前住所大阪府南河内郡河南町大字持尾728番地の１
債務者　黒田　耕**逸**
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤誠一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３１１号
堺市東区草尾217番地12、前住所大阪府南河内郡河南町大字持尾728番地の１
債務者　黒田　鶴代
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安藤誠一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３４８号
堺市堺区甲斐町西３丁１番９号　シャルム堀田203号、前住所堺市東区日置荘原寺町437番地21
債務者　ＫＯＮＧＯ建装こと　福井　明信
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　木村　修大
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月２日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１４６号
山口市小郡下郷36番地１
債務者　末村　照夫
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐伯　奉文
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２１７号
静岡市駿河区宮竹１丁目17番１号　ヴェルデュール宮竹Ａ101、旧住所静岡市駿河区大谷3879番地
債務者　関谷ムツミ
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　石川アトム
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１８６号
大阪府松原市天美北７丁目１番14―202号
債務者　大和屋　智
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横山　佳数
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月６日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第４２号
鳥取県鳥取市青谷町大坪72番地７
債務者　小谷　侑也
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　房安　　強
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１５７号
静岡市葵区与一３丁目６番22号、旧住所静岡市葵区瀬名６丁目７番６号
債務者　須藤　裕文
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　華子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０８号
長崎県長崎市東町1930番地２　ｍｏｄｅｒｎ　ｐａｌａｚｚｏ東長崎203
債務者　山口　　敦
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤森　弘行
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月29日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５６号
沖縄県浦添市港川２丁目22番６―911号　ユアサハイムＢ
債務者　玉榮　久美
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大島　優樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月９日午前11時
５　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５５号
釧路市鳥取北８丁目５番５号　パークハイツＫＵＮＩ２　202号、申立前の住所釧路市双葉町17番14号
債務者　フラワースタジオ遊花こと　渡邉　斎
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高橋　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後３時
５　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２５号
福岡県大牟田市姫島町38番地４　ルリエールきらら五番館１Ｆ
債務者　浦下洋二郎
１　決定年月日時　平成30年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池端　祥久
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成３０年（フ）第３６号
長崎県大村市久原１丁目182番地１
債務者　瀬崎　圭二
１　決定年月日時　平成30年５月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青野　　悠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月８日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第５５５号
さいたま市大宮区大成町２丁目377番地ルート502
債務者　鈴木　寛之
１　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　申　　景秀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月20日午後４時15分
５　免責意見申述期間　平成30年８月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５４２号
大阪府吹田市山田東４丁目５番５号、前住所大阪府豊中市寺内１丁目11番19―305号
債務者　メイクイットプロジェクトこと　白波瀬博文
１　決定年月日時　平成30年５月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　寺西　慶晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月30日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部